

主 文

労働基準監督署長が平成○年○月○日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養給付を支給しない旨の処分は、これを取り消す。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、主文同旨の裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成○年○月、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C店（以下「事業場」という。）において、店長として紳士服の販売等の業務に従事していた。

請求人は、平成○年○月○日午前○時過ぎ頃、事業場に出勤するため、自宅を出て最寄り駅に向かって歩いていたところ、自転車に乗った男（以下「加害者」という。）と接触したことを契機として、同人から暴行を受け、負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、同日、D病院に搬送され、「第11胸椎椎体骨折」（以下「本件傷害」という。）と診断された。

請求人は、本件傷害は通勤によるものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に療養給付を請求したところ、監督署長は、本件災害は通勤中断後の災害であり、本件傷害は通勤によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件傷害が通勤によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 本件災害は、請求人と加害者の間には面識がないところ、平成○年○月○日、出勤途中の請求人が、通常の通勤経路であるE駅に向かって歩いていた路上において、加害者が乗った自転車のペダル若しくは加害者の右膝が請求人の鞆に当たったことから、口論となって発生したものであると認められる。

その際の状況について、請求人及び加害者は、要旨、次のとおり述べている。

ア 請求人は、「加害者の乗った自転車が突然歩道を斜めに進行してきて、私の前に立ちどかるように接近してきた。私は咄嗟に身体をかわしたが、鞆が自転車のペダルに当たった。」、「そのままE駅方向に歩いたが、加害者は『おい待て。何当ててんねん。当てといて、何でも言わんのや。』と因縁をつけ、からんできた。」、「私が『当たってきたのは、お宅でしょう。当たってきたからよけたんですよ。』と言うと、加害者は『お前から当たってきたんや。あんな、俺はよけたんや。』などと言いがかりをつけてきたので、私も『自転車で当たってきたのはお宅の方でしょう。』と言い返し、口論となった。」旨述べ、さらに、「加害者が『ちょっここっち来い。ここは表通りやから裏に来い。』と言い、後方の歩道上に移動し、その地点でも同様の口論が続いたが、加害者がいきなり私に唾を吐きかけた。」、「唾を咄嗟に払おうと右手を挙げたところ、手が加害者の左顔面に当たったと思う。目をつむっていたので、はっきりとはわからない。」、「加害者は『お前か

ら殴ってきたんやろ。』と言って、拳で私の顔面を何回も殴りつけてきた。」、
「加害者は『この野郎』と言って、私を押し倒したため、歩道右端の植え込みに倒れ込んだ。このとき腰に激痛が走り、動けなくなった。」、「加害者は身動きのできない私の頭や顔を何度も蹴ってきたが、私は両手で頭と顔をかばったまま無抵抗の状態であった。」旨述べている。

なお、請求人は、「最初に口論していた場所から後方に移動した際、加害者について行っただが、話が終わらないと、しつこくついてくることが予想されたので、それに対処するためついて行っただ。加害者に掴まれていたわけではなく、自分からついて行っただ。行きたくなかったが、行かざるを得ない状況であった。」旨述べている。

イ 加害者は、「自動販売機でジュースを買おうとして自転車を停めたところ、請求人の鞆が右膝に当たっただ。」、「請求人が知らん顔をして通り過ぎて行っただから、俺が呼び止めたら、請求人がこっちに来て、俺に食ってかかってきたので、口論になった。」、「道の真ん中でやったら他人様に迷惑がかかるから、人気のない所へ連れ込んだらうと思っただ、『お前、ちょっとこっちへ来い。』と言うたら、請求人はその場に来た。だから、その場でやっただたんや。それは間違いない。」、「エスカレーターしていっただ、俺が路地へ連れ込んでぼこぼこしばいたらうと思っただら、請求人がジャンプしたから、その場でバンバンバンっただいてもうた。」、「先に請求人に手を出されたから、その場でいてもたっただんや。」旨述べている。

(2) ところで、通勤途上における災害が、労働者災害補償保険法第7条第1項第2号に規定する通勤災害と認定されるためには、①災害の発生時において同条第2項及び第3項に規定される通勤を行っただこと（以下「通勤遂行性」という。）、②災害が通勤に通常伴う危険の具体化したものと経験則上認められること（以下「通勤起因性」という。）が共に認められることが必要である。また、通勤途上において被っただ負傷のうち、他人の故意に基づく暴行によるものについては、当該故意が私的怨恨に基づくもの、自招行為によるものその他明らかに通勤に起因しないものを除き、通勤によるものと推定することとされている。

(3) 上記(1)の各申述からすると、本件災害が発生したのは、最初に加害者が乗っただ自転車と歩っただ請求人が接触しそっただなった地点から、請求人が本

来向かうべき駅とは逆方向に移動した場所であると認められる。

もっとも、請求人の当該移動は、道路上での通行の妨げになることを避けながら、加害者と接触しそうになったトラブルに対処するために話し合おうとして取った行動であると推認され、その行動は、通勤行為に通常随伴するものであって、その目的も合理的なものであると認められる上、F警察署警察官作成の請求人による犯行現場案内状況の写真撮影報告書に添付された犯行現場見取図及び請求人の本件公開審理における申述によれば、請求人と加害者が最初に口論していた場所から後方に移動した距離は約7mにすぎず、それに要した時間も極めて短時間であると認められるから、当審査会としては、本来の通勤経路とは逆方向に約7m移動したことをもって、直ちに通勤遂行性を失うものではなく、通勤行為を中断したとはいえないものと判断する。

- (4) 一般に、通勤途中において歩行者と自転車とが接触することは通常みられる事故であり、本件において、加害者が乗った自転車と歩いていた請求人が接触しそうになったトラブルも通勤に内在する危険が具体化したものと認められる。

この点、上記(1)の請求人及び加害者の各申述を総合すると、請求人は、加害者が乗った自転車のペダル若しくは加害者の右膝との接触によるトラブルを解決するため話し合おうとしたところ、加害者は、言いがかりをつけた上、請求人に唾を吐きかけ、それを払おうとした同人の右手が加害者の顔にわずかに触れたことを口実として、請求人を殴打して、路上に押し倒し、更に頭と顔をかばったまま無抵抗の状態であった請求人を蹴るなどの暴行を一方的かつ執拗に繰り返し、請求人に本件傷害を負わせたものと認められる。そうすると、本件災害は、通勤途上での接触事故というトラブルに端を発したものであって、当該トラブルを解決しようとする過程において、加害者から一方的に暴力を受けたものであり、しかも、請求人の挑発行為や恣意的行為により自ら招いたものとは認められず、また、請求人と加害者の間に面識はなかったことから私怨関係があるとする特別な事情も見いだせない。

したがって、当審査会としては、本件災害は、通勤に通常伴う危険が具体化したものであって、通勤との間には相当因果関係があり、通勤起因性が認められるものと判断する。

- (5) 以上のとおり、請求人は、本件災害発生時においても、引き続き通勤途上に

あったものと認められ、しかも、本件災害は、通勤に通常伴う危険の具体化したものとも認められることから、請求人の本件傷害は通勤によるものと認められる。

- 3 以上のとおりであるので、監督署長が、請求人に対してした療養給付を支給しない旨の処分は失当であり、取消しを免れないものである。

よって主文のとおり裁決する。